

1 上位・関連計画の整理

(1) 県の関連計画

岩井・境都市計画（坂東市，境町，五霞町）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 （平成 28 年 5 月）

●都市づくりの基本理念

首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かして，県内外の都市との連携を強化しながら，そのインターチェンジ周辺等に新たに複合的業務・研究開発・情報関連機能の導入を図る。

これらにより，人口や産業の集積を高めていくとともに，豊かな緑や水辺等の自然，歴史を活かした魅力ある都市を目指す。

●地域ごとの市街地像（境市街地地域）

本地域においては，主要地方道結城野田線，県道尾崎境線の沿道を中心として，商業・業務機能の集積や役場周辺における公共サービス機能の充実を図る。

また，その周囲には，道路等の都市基盤施設の整備と合わせた安全で快適な居住環境の整備を進め，利根川等水と緑の環境と調和した潤いのある市街地の形成を図る。

下小橋工業団地，染谷工業団地等の既存工業地においては，周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮し，道路等の基盤施設の充実や緑化の推進等により，生産環境の向上に努める。

●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（抜粋）

【主要用途の配置の方針】

a 商業・業務地

境市街地地域の主要地方道結城野田線と県道尾崎境線沿道等に商業・業務地を配置するとともに，地域を対象とした商業・業務機能の整備・充実を図る。

b 工業地

計画的な整備を図る工業地として，染谷工業団地と下小橋工業団地を配置する。

その他，首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺地区については，複合的な産業機能の導入を図る。

c 住宅地

陽光台地区等市街地開発事業等によって整備された住宅地においては，今後とも良好な居住環境の維持に努める。

その他，市街地開発事業等によって整備された地区以外の住宅地は，道路・公園等の都市施設の整備を図る等住宅地としての良好な環境の形成に努める。

●市街地における建築物の密度の構成に関する方針（抜粋）

a 商業・業務地

境市街地地域の主要地方道結城野田線と県道尾崎境線沿道等広域を対象とした商業・業務地では、建築物の高度利用等を進め、高密度の土地利用を図り、それ以外の商業・業務地では、周辺環境に配慮し、中密度の土地利用とする。

b 工業地

染谷工業団地と下小橋工業団地においては、周辺の環境保全等に配慮し、緩衝緑地や十分なオープンスペースを確保しつつ低密度な土地利用を図る。

c 住宅地

陽光台地区等計画的な整備を図る住宅地では、歩道や植樹帯等を整備しながら、一戸建ての住宅が主となる低密度の土地利用を図る。

また、中心市街地の周辺や幹線道路に面した住宅地においては、中高層の集合住宅の立地が可能となる中密度の土地利用を図る。

●市街化調整区域の土地利用の方針（抜粋）

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、今後とも保全に努める。また、耕作放棄地についても適切な土地利用が図られるよう努める。

特に、利根川沿岸の水田や台地上の畑地等の農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

利根川等河川沿いの低地部等において水害発生および液状化の恐れのある地区や、がけ近接地等で土砂災害の危険性が高い地区については特に市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

利根川等水辺の緑地や、台地と低地の間に連なる斜面林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後ともこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

また、近郊緑地保全区域に指定されている利根川沿岸の緑地等については、今後とも積極的にこれらの自然環境や景観の保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の実情に応じて、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図るため、地区計画制度の導入や一定の開発行為を容認する区域の指定について、現状の土地利用の状況を勘案しながら見直し等の検討を行う。

また、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺等、計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証した上で、市街化区域への編入や地区計画制度の活用等を検討する。

さらに、既存の工業や流通業務施設等がまとまって存する地区や、公用・公共用施設等の跡地においては、工場施設の機能向上等による産業振興や、跡地利用による地域の維持活性化を図るため、地区計画制度の活用等を検討する。

e 良好な景観の保全および創出に関する方針

農地や河川、平地林等のまとまりのある緑地等の豊かな自然環境の保全に努め、集落地や歴史的資源等と一体となった美しい景観の形成を図る。

また、寺社、保存林等の文化財をはじめとする、歴史文化等の固有の資源を活かした魅力ある景観づくり、利根川等の水辺景観、緑地等の自然資源を活かした景観形成に努める。

●災害の防止に関する方針（抜粋）

災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地等の避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るとともに、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

さらに、浸水被害や土砂災害、液状化等の地盤災害等の発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（抜粋）

①交通施設

a 基本方針

本区域においては、首都圏中央連絡自動車道やそのアクセス道路を中心に、都市間を結ぶ幹線道路や市街地の骨格を形成する道路網の整備・充実を図るとともに、茨城県西南部地域と東京都心方面を直結する鉄道（地下鉄 8 号線）等について、将来的な整備を見据えた必要な環境整備を進める等、広域交通ネットワークの構築を図る。

道路交通の混雑を緩和し都市環境の改善を図るため、市街地間を連絡するバスや市内を循環するコミュニティバス等の公共交通機関の積極的な利用を促す等、交通マネジメント（TDM）を促進する。

さらに、低炭素型社会の実現のため、バス等の公共交通機関と連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークを整備する等、だれもが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実を図ることにより、公共交通機関を機軸としたコンパクトな市街地構造を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

1) 自動車専用道路

本区域は、首都圏における環状の連絡機能を果たす首都圏中央連絡自動車道を配置する。

2) 主要幹線道路

首都圏中央連絡自動車道と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する南北方向の新 4 号国道、県道結城野田線、結城坂東線、東西方向の国道 354 号と同バイパス、県道土浦境線等を配置する。

3) 都市幹線道路

主要幹線街路を補完し、本区域内の市街地間を連絡する都市幹線街路として、県道幸手境線、尾崎境線、若境線、中里坂東線等を配置する。

c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名等
自動車専用道路	1・3・2 首都圏中央連絡自動車道線（首都圏中央連絡自動車道）
主要幹線街路	3・2・1 第 2・4 号国道線（新 4 号国道） 3・4・11 境大橋・蛇池線（主要地方道結城野田線） 3・3・26 横塚・山崎線（国道 354 号バイパス）※古河境バイパスを指す 3・3・27 生子・山崎線（国道 354 号バイパス）※境岩井バイパスを指す 3・5・9 遠神追分線（県道土浦境線）
都市幹線街路	3・4・16 松岡町上小橋線（県道若境線バイパス）

②下水道および河川の整備方針

a 基本方針

下水道については、市街化の動向や道路等の都市施設整備と十分整合を図りながら効率的な汚水処理施設整備を行い、本区域における生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道や公共下水道、農業集落排水施設の整備、および合併処理浄化槽の設置等を総合的に推進する。

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修等適切な治水対策を進める。

また、河川流域において親水性等を活かした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全等、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

●自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針（抜粋）

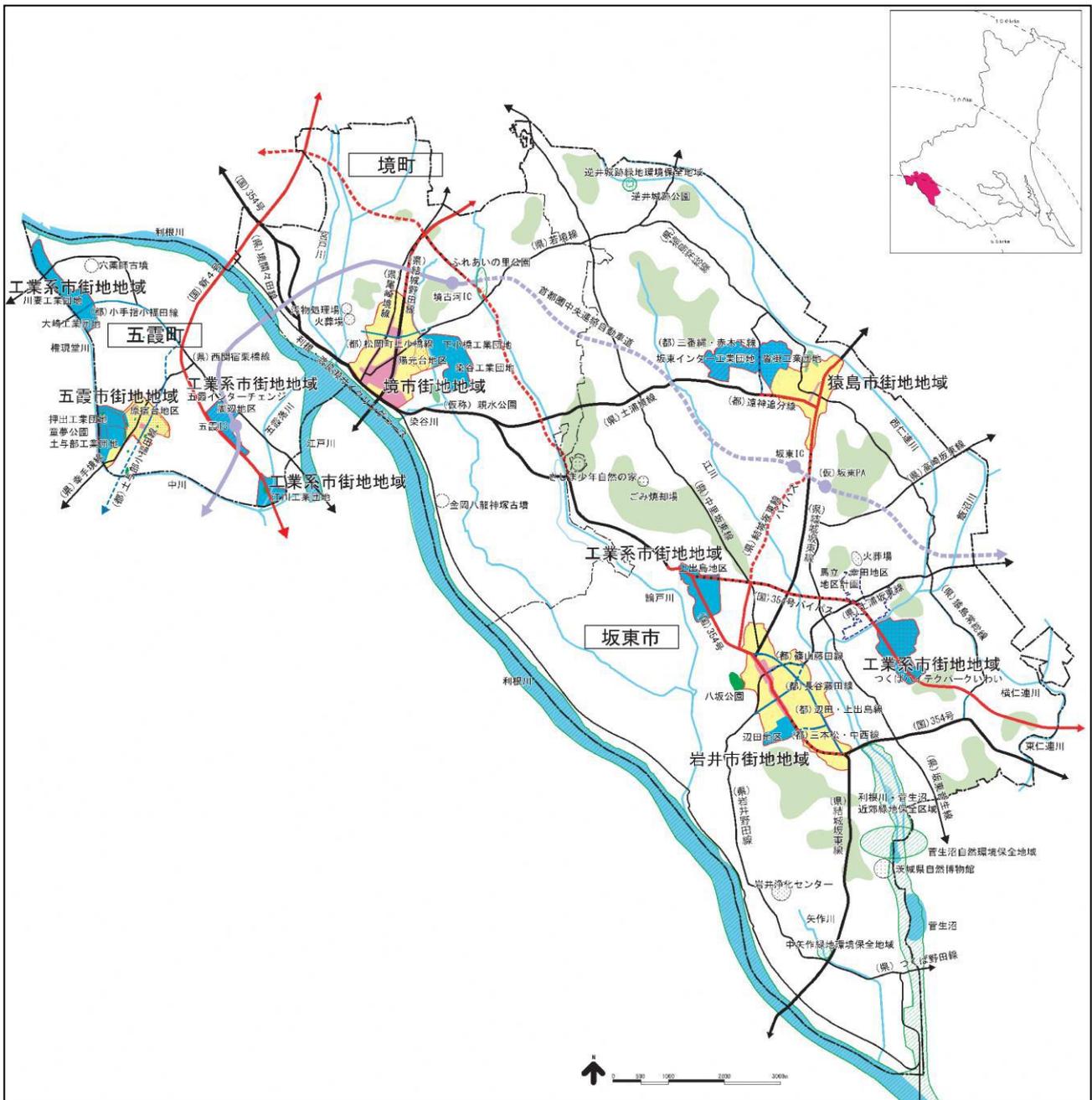
a 基本方針

本区域の都市づくりにおいては、近郊緑地保全法等他の法令との連携を図りながら、区域区分制度等による計画的な土地利用を進めることにより緑地の保全や地域に存在する希少種の保護等、生態多様性の保全への配慮に努めるとともに、公園等を適正に配置し、整備、維持補修することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図ることとする。

b 主要な緑地の配置の方針

利根川沿岸等の利根・渡良瀬サイクリングコース（県道古河坂東自転車道線）の利用を促進するとともに、河川沿いに散策路等を整備し、身近に水辺の自然を楽しめる環境づくりを進める。

〔附 図〕



凡例

【土地利用】

- 商業・業務地
- 工業地
- 住宅地

【都市施設の整備】

- 都市計画道路
- 自動車専用道路（整備済／整備中・整備予定）
 - 主要幹線街路（整備済／整備中・整備予定）
 - 主要幹線街路（暫定供用中）
 - 都市幹線街路（整備済／整備中・整備予定）
 - 都市幹線街路（暫定供用中）
- その他の道路
- 道路（整備済／整備中・整備予定）
 - 自転車道（整備済／整備中・整備予定）
- ※(国)：国道。(県)：県道。(都)：都市計画道路

【その他の都市施設】

- 鉄道
- その他の施設（整備済）
- その他の施設（整備中・整備予定）

【市街地開発事業】

- 市街地開発事業（整備済）
- 市街地開発事業（整備中・整備予定）

【自然的環境整備】

- 公園緑地等（整備済）
- 公園緑地等（整備中・整備予定）
- その他の公園緑地等
- 河川・湖沼等
- 森林地域
- 遺跡・史跡等

【その他】

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 市町村界
- 地区計画（市街地調整区域）

茨城県公共交通活性化指針（平成 28 年 3 月）

● 計画期間

平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度

● 基本理念

【人が輝く元気で住みよい『いばらき』を支える交通ネットワークの構築】

● 目標

- 目標 1：県民の暮らしを支える利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築
- 目標 2：活発な交流を支える広域公共交通ネットワークの形成
- 目標 3：持続可能で安全性の高い公共交通の実現

● 施策体系

施策の基本方向 1：まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークの構築

- 施策① 地域公共交通網形成計画等の策定・実施
- 施策② 市町村域を越えた生活圏内の交通ネットワークの構築
- 施策③ ネットワーク拠点としての鉄道駅等の機能強化
- 施策④ モビリティ・マネジメント等による住民参加型の公共交通の利用促進
- 施策⑤ 公共交通活性化に向けた情報発信の仕組みづくり

施策の基本方向 2：誰もが移動しやすい公共交通の実現

- 施策① 交通空白地域、交通不便地域における生活交通の確保
- 施策② 多様な交通モードの適切な組合せによる公共交通サービスの展開
- 施策③ 県民が利用しやすい公共交通の運行
- 施策④ ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
- 施策⑤ 高校生等の通学利便性の向上
- 施策⑥ 東京オリンピック・パラリンピック、茨城国体等大型イベントへの対応

施策の基本方向 3：持続可能で安全性・利便性の高い交通サービスの提供

- 施策① ハード・ソフト両面からの安全対策の推進
- 施策② BRT (Bus Rapid Transit)等新しい公共交通システムの導入
- 施策③ 交通系 ICカードの利用拡大とバスロケーションシステムの普及促進
- 施策④ 新技術等による環境性能を備えた車両の導入
- 施策⑤ 公共交通関係者を対象とした研修会等の実施

施策の基本方向 4：県内外の地域間を結ぶ広域交通ネットワークの強化

- 施策① 常磐線の東京駅、品川駅乗り入れ本数の増加
- 施策② つくばエクスプレスの東京延伸等による利便性の向上
- 施策③ 茨城空港の利活用と成田・羽田空港へのアクセス交通の充実
- 施策④ 高速バスネットワークの充実
- 施策⑤ 茨城県西南部地域における東京直結鉄道の整備に向けた環境づくり
- 施策⑥ 広域交通拠点からの二次交通の充実

(2) 境町内の関連計画

第6次境町総合計画（平成31年3月）

●計画期間

2019年度～2030年度

●基本理念

- 安心 … 人と人がつながり、心安らぐまち
- 多様性 … さまざまな価値観を認め、互いに尊重し合うまち
- 最先端 … 新しいことに挑戦しつづけるまち

●将来像

河岸の歴史と自然の恵みあふれる、
次世代を育む安らぎとイノベーションのまち 境

●将来人口

約22,000人(2030年) 約18,000人(2060年)

●基本方向

- (1) 人づくり【教育文化】
- (2) 健康づくり【健康福祉】
- (3) 環境づくり【生活環境】
- (4) 暮らしづくり【都市基盤】
- (5) 仕事づくり【産業】
- (6) 支え合いづくり【行財政】

●前期基本計画

前期基本計画の計画期間内に分野別基本計画に掲げる施策を横断的かつ重点的に取り組む戦略の主要方針として、3つのまちづくり戦略を位置づけ

- 独自の地域資源を活かした、地域経済が安定して潤うまちづくり
- 移住定住・結婚・子育てがしやすく、安心して暮らせるまちづくり
- 災害に強く、子どもからお年寄りまで健幸で安全に暮らせるまちづくり

境町都市計画マスタープラン（令和2年〇月）※令和2年3月改訂予定

●計画期間

2019年度～2038年度

●将来像

人・自然・文化が交流するまち 境

●将来都市構造

人々や物が集う場所としての「拠点」,人が動く主要な動線としての「軸」,同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素から設定

■拠点（都市の核として都市機能や人口密度の向上を図るエリア）

生活賑わい 拠点	<p>身近で利便性の高い商業施設や業務施設を集積させて、祭りやイベント等を通じて、様々な人が交流し、町の賑わいをつくる交流拠点。</p> <p>【まちなか賑わい拠点】 商店街や役場、道の駅さかいを中心として、隣接する「商業交流拠点」との連携を踏まえながら、町民の交流や賑わいを生み出す拠点。</p> <p>【商業交流拠点】 商業機能が集積し、町内外の人々が集い、交流する拠点。</p>
健康福祉 拠点	<p>茨城西南医療センター病院、社会福祉会館、猿島コミュニティセンター、境シンパシーホール、利根老人ホーム、キッズハウスさかい、おおぞら保育園等を中心として、町民の健康づくりや福祉活動を支え、身近であたたかな地域や人のつながりを育む拠点。</p>
IC周辺 開発拠点	<p>【観光交流拠点】 ふれあいの里を中心として、農業と連携した観光交流、地域産業等と連携した新たな交流の仕組みづくり等に取り組む拠点。 防災のまちとして消防博物館等の誘致を図る拠点。 また、広域交通の拠点として必要な環境整備を図る拠点。</p> <p>【文化学習拠点】 まちなかの拠点を補完する行政機能の集積を図るとともに、歴史民俗資料館、境町総合運動場等を活用して学校教育や生涯学習にも対応する拠点。</p> <p>【産業系拠点】 広域連携の要衝となる境古河インターチェンジ周辺における、まちの経済の発展や働く場の確保に資する土地利用を図る拠点。</p>
産業系拠点	<p>新たな産業の立地や既存工業地の拡大等、企業ニーズに対応できる拠点。</p>
スポーツレ クリエーシ ョン拠点	<p>町民や訪れる人の利用を見越した多様な交流の場として整備を図る拠点。</p>
防災拠点	<p>災害時の防災設備や、平常時における地域のコミュニティ拠点として、スマートインターチェンジを活用した河川防災ステーションの設置を検討する拠点。</p>

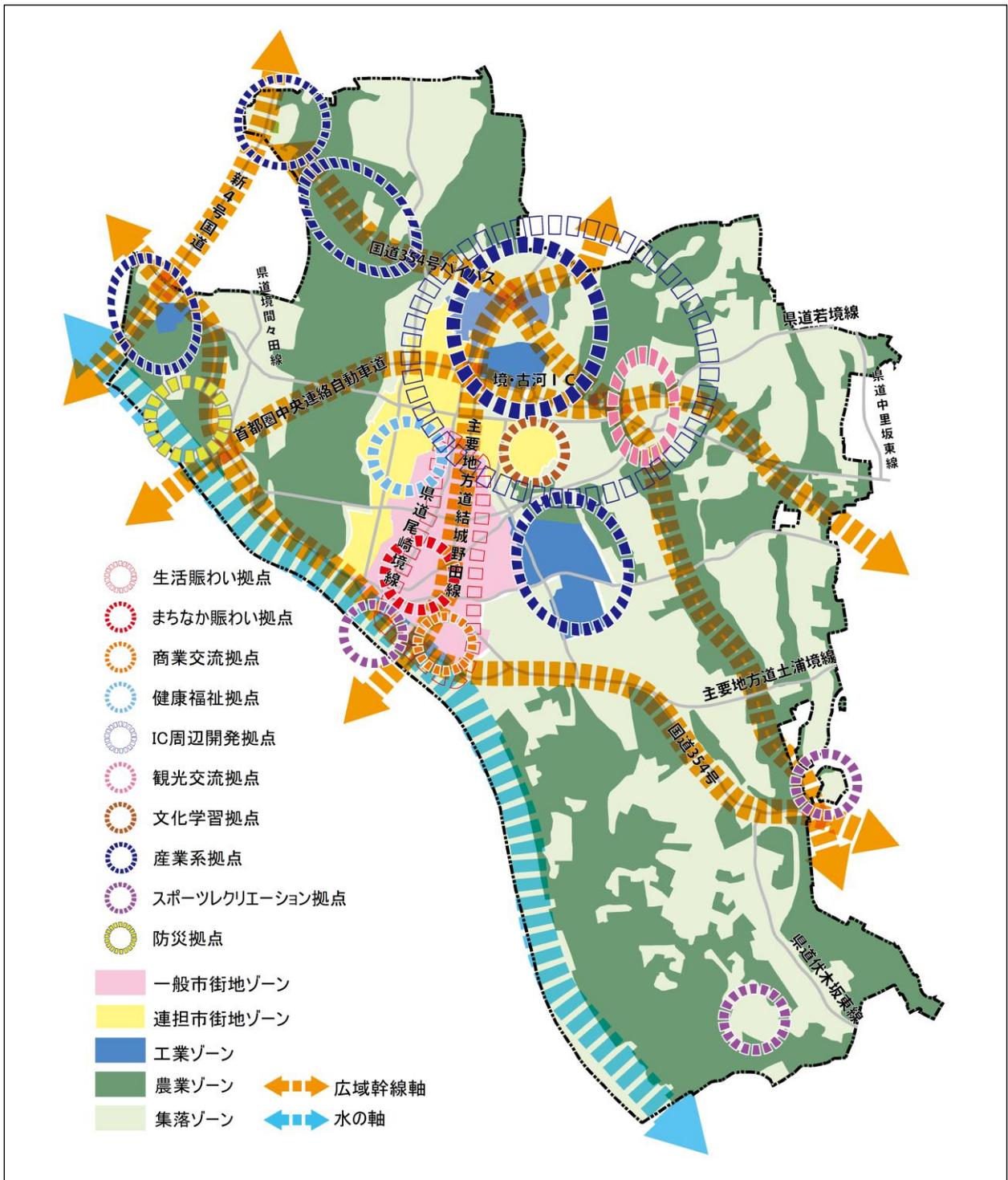
■軸（人や物の円滑な移動を確保する主要な動線）

広域連携軸	都市間を結び、町の発展を支える広域的な連携軸。
水の軸	自然とのふれあい連携軸。

■ゾーン（同じ特性・役割を有する連続した土地）

一般市街地ゾーン	安全・安心で快適な居住環境の確保に資する、住宅を中心とした土地利用誘導を図る市街地。
連担市街地ゾーン	市街地に連担するゾーンとして、住宅や日用品販売店等、低層建物を中心として、良好な居住環境の維持を図る区域。
工業ゾーン	町の産業を支える工業系の土地利用誘導を図る市街地。
農業ゾーン	優良な水田地帯として、その保全と積極的な活用を図る区域。
集落ゾーン	農産物の生産・加工・販売等の、複合的な土地利用を促進する区域。また、既存集落においては、地域の活力やコミュニティの維持のために、良好な居住環境の維持・創出を図る。

■将来都市構造図

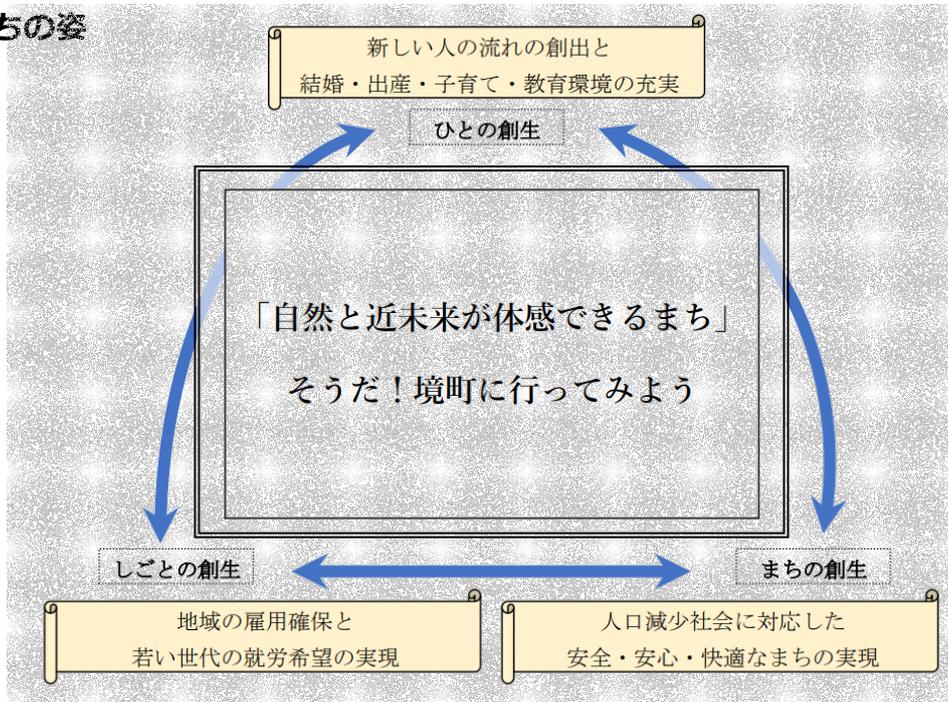


境町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）

● 計画期間

平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間

● 目指すまちの姿



● 重点目標

目標 1：境町への新しい人の流れをつくる。【ひとの創生】

社会増減数 現状：-208 人 ⇒ 目標：-139 人（累積）
 交流人口 現状：年間 30 万人 ⇒ 目標：年間 100 万人（H31）

目標 2：結婚・出産・子育ての希望をかなえる。【ひとの創生】

合計特殊出生率 現状：1.45 ⇒ 目標：1.6（H31）
 待機児童数 現状：0 人 ⇒ 目標：0 人を維持（H31）

目標 3：子育て世代に選ばれる教育環境づくりをすすめる。【ひとの創生】

子育てしやすいまちと感じる町民の割合 現状：－ ⇒ 目標：60.0%（H31）

目標 4：地域で安定した雇用を創出する。【しごとの創生】

町内従業者数 現状：11,119 人 ⇒ 目標：+5%（H31）
 認定農業者数 現状：179 件 ⇒ 目標：179 件を維持（H31）

目標 5：安全・安心で快適な暮らしを守る【まちの創生】

今後も住み続けたい町民の割合 現状：67.9%（H23） ⇒ 目標：80.0%（H31）

目標 6：時代に対応したまちづくりを推進する。【まちの創生】

国・県等との人事交流者数 現状：1 人（H23） ⇒ 目標：10 人（H31）

境町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

● 計画期間

平成 29(2017)年度から平成 68(2056)年度までの 40 年間

● 基本コンセプト

持続可能な公共サービスを提供する

● 施設・機能ごとの基本方針

① 公共施設の基本方針

(1) 町民文化・社会教育系施設（施設数 7）

分類	施設数	基本方針
コミュニティ関連施設 ・文化村公民館 ・境町中央公民館 ・境町ふれあいの里	3	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・稼働率の低いスペースの利用形態見直し ・計画的な維持修繕による長寿命化
文化施設 ・境町歴史民俗資料館 ・境町研修センター	2	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
社会教育系その他施設 ・ふれあいの里市民農園 ・伏木集会所	2	・稼働率の低いスペースの利用形態見直し ・計画的な維持修繕による長寿命化

(2) スポーツ・レクリエーション施設（施設数 5）

分類	施設数	基本方針
体育館等 ・境町立武道館 ・境町民体育館	2	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化
スポーツレクリエーション系その他施設 ・総合運動場 ・境町サッカー場 ・境町テニスコート	3	・計画的な維持修繕による長寿命化

(3) 産業系施設（施設数 1）

分類	施設数	基本方針
産業振興施設 ・さくらの森公園公衆トイレ	1	・計画的な維持修繕による長寿命化

(4) 商工観光系施設（施設数 2）

分類	施設数	基本方針
商工観光施設 ・境町勤労青少年ホーム ・道の駅さかい	2	・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(5) 学校教育系施設（施設数 8）

分類	施設数	基本方針
小学校 ・各小学校	5	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用
中学校 ・各中学校	2	
その他施設 ・倉庫（元第6分団消防小屋）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(6) 保健福祉系施設（施設数 7）

分類	施設数	基本方針
保健衛生施設 ・境町保健センター	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
児童福祉施設 ・各町立保育園 ・各放課後児童クラブ ・境町親子ふれあい館	5	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・あけぼの会館	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(7) 福祉系施設（施設数 1）

分類	施設数	基本方針
福祉施設 ・伏木文化センター	1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持修繕による長寿命化

(8) 公営住宅施設（施設数 7）

分類	施設数	基本方針
公営住宅等 ・各町営住宅	7	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(9) その他施設（施設数 1）

分類	施設数	基本方針
コミュニティ関連施設 ・猿島コミュニティセンター休養施設	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(10) 行政系施設（施設数 5）

分類	施設数	基本方針
庁舎等 ・役場庁舎	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・町有バス合同車庫 ・元第1分団山神町消防小屋 ・元青少年活動育成センター ・元なのはな児童クラブ	4	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(11) 消防系施設（施設数 11）

分類	施設数	基本方針
消防施設 ・各消防団車庫	10	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・水防倉庫（宮本町）	1	・計画的な維持修繕による長寿命化

(12) 給食系施設（施設数 2）

分類	施設数	基本方針
給食センター等 ・境町立学校給食センター	1	・将来の更新時等には複合化等による適正規模・適正配置の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・学校給食米飯製造所	1	・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

②インフラの基本方針

分類	基本方針
道路	・計画的な維持修繕による長寿命化 ・交通量の減少など施設利用需要の変化に応じ、町民要望を踏まえながら施設整備計画の見直しを検討
橋梁	・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持修繕による長寿命化 ・点検・設計・補修のメンテナンスサイクルを進める
河川	・計画的な維持修繕による長寿命化
公園等 ・都市公園 ・農村公園	・ライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化
上下水道施設 ・管路 ・マンホールポンプ ・汚水管渠 ・農業集落排水処理場	・「下水道経営戦略」に基づいた維持管理と維持修繕による長寿命化